

特別国際種事業者登録に関するQ & A

No.	項目	質問	回答
1	法人化	個人事業主として特別国際種事業者の登録（改正法施行前の平成30年5月31日までに）においては、ぞう科の牙及びその加工品を取扱う特定国際種事業者の届出。以下同様）を行っていますが、法人としての経営に変更する際に手続きは必要ですか。	個人事業主として行った登録については、当該登録を行った個人事業主のものです。このため、個人事業主として得た登録については、特別国際種事業者の廃止届を提出いただき、法人として新たに登録申請を行う必要があります。
2	代替り	個人事業主として特別国際種事業者の登録を受けていた父が亡くなりました。後継者である子息等が当該登録を引き継ぐことはできますか。	個人事業主として行った登録については、当該登録を行った個人事業主のものです。このため、個人事業主として得た登録については、そのまま引き継ぐことはできません。後継者となる方が、新たに特別国際種事業者の登録申請を行う必要があります。
3	法人代表	法人として特別国際種事業者の登録を受けていますが、後継者に代表を交代する際に手続きは必要ですか。	法人の代表者に変更が生じた場合は、特別国際種事業者の変更届出を行っていただく必要があります。なお、変更届出は、代表者に変更があった日から起算して30日を経過するまでの間に行う必要があります。
4	法人格変更	有限会社を経営しており、この度、法人格を株式会社に変更する予定ですが、手続きは必要ですか。	登録内容の変更が生じた場合、特別国際種事業者の変更届出を行っていただく必要があります。なお、変更届出は、登録内容に変更があった日から起算して30日を経過するまでの間に行う必要があります。
5	譲渡、合併	法人として特別国際種事業者の登録を行っています。事業を譲渡、合併または分割することを検討中ですが、手続きは必要ですか。	事業の譲渡及び合併により、当該特別国際種事業者を行っている法人が特別国際種事業者を廃止する場合、当該法人は廃止届を提出する必要があります。また、譲渡先又は合併先の法人は新たに登録申請を行う必要があります。事業の分割の場合は、分割したのちに特別国際種事業者を行う法人については、変更届を行う必要があります。なお、分割により複数の法人が特別国際種事業者を行う場合は、分割前の事業を主に引き継ぐ法人については変更届出を行い、その他については、新たに登録申請を行う必要があります。
6	法人解散	特別国際種事業者の登録を受けていた法人を解散し、個人で象牙製品を販売する予定ですが、手続きは必要ですか。	法人としては、特別国際種事業者の廃止届を提出してください。また、新たに象牙製品を販売することとなる個人は、特別国際種事業者の登録申請をしてください。
7	任意団体	象牙工芸品の製造者団体（任意団体）ですが、団体名で登録申請ができますか。	法人でない場合は、個人での登録申請になります。
8	取扱いの量	象牙製品等を扱う可能性がゼロではありませんが、今後扱う可能性がある場合は事業登録が必要なのですか。	象牙製品等を扱うのであれば、あらかじめ事業登録が必要です。
9	マンモスの牙	象牙ではなくマンモスの牙でできた製品のみを扱っています。この場合も、事業登録が必要でしょうか。	象以外の牙でできた製品の譲渡し等は、種の保存法の規制対象ではありません。
10	売り手	象牙等を個人から買い取る場合、売り手である個人は何か手続きが必要でしょうか。	全形を保持した牙の場合は、牙毎に登録票がないと譲渡し又は引渡しができません。このため、登録票がないようであれば、当該個人が全形牙の登録の手続きを行う必要があります。象牙製品の場合は、反復継続した取引となるようであれば、個人であっても個人事業者としての登録が必要です。このため、原則として、遺品整理等の1回限りで譲渡し又は引渡しをするケースは事業者登録は不要と考えられます。
11	個人所有	店では象牙製品は扱っていませんが、個人で象牙製品を所有しています。この場合、登録は必要でしょうか。	象牙製品等の譲渡し等又は引渡しの業務を伴う事業を行うのであれば登録が必要ですが、個人として所有しているだけであれば登録は不要です。
12	取扱いの量	三味線や掛け軸の軸先等の製品の一部で象牙を使用しており、年間生産量はわずかで象牙使用量も少ないのですが、その場合でも登録の対象になりますか。事業規模によって区別はあるのでしょうか。	事業者が取り扱う品物の種類、数量、事業規模等による区別を設けていないため、取扱量がわずかであっても、事業を行っているのであれば登録が必要です。
13	一時預り	象牙製品を一時的に預かってその修繕を行う場合に、事業登録は必要ですか。	事業の形態が、象牙製品の販売でなくとも、象牙製品を預かって修繕し、また返却するような場合（いわゆる委託加工）、有償無償に関わらず事業登録が必要となります。
14	一時預り	表具師として表具の修理事業を行っており、掛け軸の修復において、掛け軸の軸先など一部に象牙が使用されている掛け軸を預かって修理することがあります。象牙の加工は行わなくとも、このような場合も事業者登録が必要でしょうか。	象牙製品の譲渡し又は引渡しが行われることから、事業者の登録が必要となります。
15	一時預り	象牙印章の販売はせず、顧客からの象牙印章の彫り直しの仕事を依頼されるだけの場合でも、登録は必要でしょうか。	象牙製品等の引渡し等を伴う事業に該当することから、登録が必要です。

16	事業者登録	登録は特別国際種事業を行う施設ごとに必要ですか。	事業者ごとに登録を行う必要があり、施設ごとの登録は不要です。なお、施設の新設・廃止等の変更が生じた場合は、施設の新設・廃止を内容とする変更届出を行う必要があります。
17	骨董市出店	主に各地で数日開催される骨董市で象牙製品等を扱っていますが、「特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」として申請が必要ですか。	個人事業主又は法人の所有する施設ではなく、かつ、当該施設で一定期間に限って営業する場合、当該施設を「特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」として申請する必要はありません。各地で数日開催される骨董市で象牙等を扱うこの場合は、個人事業主又は法人の事業施設（例えば、ご自宅や事務所の場所）を記載ください。
18	施設	自宅において個人名で象牙製品を製造・卸売りにしていますが、「特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」の名称や所在地はどう記載すればいいでしょうか。	左記の場合、施設の名称は個人名又は独自に設けている施設の名称を、施設の所在地は事業者個人の住所を記載してください。
19	登録番号	改正法施行前の平成30年5月31日までにぞう科の牙及びその加工品を取扱う特定国際種事業者として取得している届出番号は、平成30年6月1日以降も同じ番号になるのでしょうか。	平成30年6月1日以降も初回の更新期日までは、改正法施行前の平成30年5月31日までに取得した届出番号をそのまま使用できます。初回の更新時に、新たな登録番号を付与する予定です。
20	更新期間	登録更新期限までに更新手続を忘れてしまった場合、特別国際種事業の登録はどうなるのでしょうか。	更新期限を過ぎた場合は、自動的に廃止となります。更新期間は1年半としておりますので、更新期限に注意してください。
21	更新期間	長期の病気療養等やむを得ない事情がある場合、更新時期をずらしてもらふことは可能ですか。	更新時期をずらすことはできません。更新期間は1年半としておりますので、更新期限に注意してください。
22	残存在庫	登録更新を失念して事業者登録簿から抹消された場合、在庫の処理はどのようにすればよいでしょうか。	登録が抹消された状態で譲渡し又は引渡しをすると法令違反となりますので、新規に登録申請してください。なお、事業を継続しない場合は、個人の所有物として自己保有するか、廃棄等の対応をよろしくお願いいたします。
23	登録の有効期間	1999（平成11）年3月17日以前に届け出しているぞう科の牙及びその加工品を取扱う特定国際種事業者ですが、更新申請受付期間内に登録更新を受けた場合の次の登録の有効期間の開始日はいつになるのでしょうか。	1999（平成11）年3月17日以前のぞう科の牙及びその加工品を取扱う特定国際種事業者が更新申請受付期間内に登録更新を受けた場合、更新日がいつであっても、次の登録の有効期間の開始日は2019年12月1日となります。このため、例えば、更新期日直前に更新申請し、審査期間中に登録の有効期間を過ぎた場合であっても、審査を踏まえて登録されれば、2019年12月1日が登録の有効期間の開始日となります。なお、更新期日直前の更新は法律上は問題ありませんが、審査期間もあるため、できるだけ早めに更新手続を行うようお願いします。
24	事業者の公表	個人事業主として個人名で登録をしていますが、住所の公表は控えてもらえますか。	特別国際種事業者の住所は、法律に基づく公表事項となります。
25	事業者の公表	個人事業主の住所の公表は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に抵触しないのですか。	個人事業主の住所の公表は、種の保存法の規定に基づき公表するものであり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を満たすものです。
26	施設追加	改正法施行前の平成30年5月31日までにぞう科の牙及びその加工品を取扱う特定国際種事業者として届出を行いましたが、改正法施行後の平成30年6月1日以降に新たに施設を追加する場合は、どうしたらよいでしょうか。	改正法施行前の平成30年5月31日までにぞう科の牙及びその加工品を取扱う特定国際種事業者として届出を行っている方が、新たに施設を追加する場合は、変更届出書を提出してください。その際の届出書の記載事項で、「登録番号」とある部分の番号は、主たる事務所の届出番号を記載してください。なお、主たる事務所で届出を出していない場合は、届出をしている施設の中で主たる事務所に準ずる施設の届出番号を記載してください。
27	変更届出	変更届象牙・亀変更届を提出する場合には、変更事項を証明する資料が必要ですか。	変更届は、特に証明する資料を必要としません。
28	無登録営業	特別国際種事業の登録をしていない古物商から象牙製品等の修理依頼が来たらどうすればよいでしょうか。	直ちに登録すること、無登録の営業は種の保存法の違反であり刑事罰の対象であることをお伝えください。
29	屋号での事業者登録	改正法施行前の平成30年5月31日までにぞう科の牙及びその加工品を取扱う特定国際種事業者としての届出を、「屋号」で行ってまいりました。改正法施行後も、この屋号で特別国際種事業の登録は済んでいるとして、象牙取引は継続していいのでしょうか。	個人事業主は個人の氏名で登録が必要です。改正法施行前の平成30年5月31日までに屋号で届出を行っている場合は、個人名に変更するための変更届出を提出してください。
30	屋号での事業者登録	改正法施行前の平成30年5月31日までにぞう科の牙及びその加工品を取扱う特定国際種事業者として「屋号」で届出を行い、届出番号も貰って営業しています。改正法でいずれ登録の更新申請を行うこととなりますが、屋号で届出をしていた場合に、その届出者が更新申請の申請者となることで「更新申請」の扱いとなるのでしょうか。	屋号を経営されている個人事業主が申請者となります。個人事業主は個人の氏名で登録が必要なため、個人名に変更するための変更届出の提出の後に、個人の氏名で更新申請してください。

31	店舗からの事業者登録	<p>当社は全国に印章販売の店舗を展開しており、改正法施行前の平成30年5月31日までにぞう科の牙及びその加工品を取扱う特定国際種事業の届出は、会社ではなく、それぞれの店舗から行ってきました。このため、当社代表者での届出はしたことがないのですが、今後の更新申請は会社代表者名で行っても「更新」扱いして貰えるのでしょうか。</p>	<p>法人であって複数の施設を運営されている場合は、当該法人名の下、全ての施設（店舗、事業所等）をまとめて更新申請してください。なお、経営母体が異なるフランチャイズ店等は含まれません。</p>
----	------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

（本「Q & A」は自然環境研究センターで編集しましたが、編集に当たり環境省、経産省の監修を受けております。）